



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

| | |
|------------|---|
| Title | 和歌山県東牟婁郡の飛地形成について(fulltext) |
| Author(s) | 宮地, 忠明 |
| Citation | 学芸地理(25): 21-36 |
| Issue Date | 1970-12-15 |
| URL | http://hdl.handle.net/2309/118967 |
| Publisher | 東京学芸大学地理学会 |
| Rights | |

和歌山県東牟婁郡の飛地形成について

宮 地 忠 明

1 序 論

江戸時代における行政区域としての藩領が、数多くの飛地によって形成されていた場合の多いことは既に周知の事実である。¹⁾

徳川幕府確立期における分国統治政策は、石高制に立脚した重農主義による経済基盤のもとにつくられた政治的区画であった。それ故、藩領を地域的な集合体とする必要性が少なかったのである。

しかし、江戸時代中期を中心とした安定期になると、石高確保のため実施されてきた検地あるいは領国郷村制確立のため行なわれた正保・元禄年間の2度におたる「領国絵図」作成という中央政権の意図がむしろ地域主義的な政治区域へと変化をもたらしたのである。従って、この時期になると未確認の土地に対する境界問題が多発されて、藩領が地域的拡がりを中心とした領国へと変化した。

このような経緯によって形成された藩領は、明治新政府によって受け継れ、明治元年(1868)の版籍奉還以後、中央集権国家体制の郡県制度へと移ったのである。

徳川時代の藩領制度が明治新政府にかくも容易に移行したのは、徳川氏の封建制度の中に本来の封建制度とは異なる特異性があったからである。すなわち、徳川氏の封建制度は著しく中央集権的要素が存在していた。本来、封建制度というのは地方分権制度の一つであり、封建諸侯が地方に分散して中央の統治組織から独立した統治単位が地方に存在するのである。しかし、徳川氏はこのような地方分権制が定着することを恐れ、大名諸侯に対する強力な統制権を留保して置くために参勤交代、移封除封、大名家族の江戸居住等をもって治めた。したがって、徳川氏の封建制度は甚だしく中央集権的なものであり、この地方分権と中央集権との混在が武士階級の経済的困窮といった事態をひきおこす原因となった。即ち、徳川氏の統治権によって武士は江戸および自己の城下に居住することになり、自ら貨幣経済を発達させ町人の勢力を増大させ、多くの武

士は町人の力に屈することになったことが徳川氏の封建制度を崩壊させた原因となったし、徳川氏の封建制度の特異性でもあった。²⁾

この徳川氏の封建制度と中央集権制度の併用が、我が国近代の郡県思想の発展に大きな寄与をしている。明治新政府の政治思想中心が立憲君主国の確立であり、徳川氏の中央集権制度を利用し得る共通の政治基盤を有していたからである。また、旧時代の制度である封建制を郡県制度に改めることは立憲君主国建設の必然的過程でもあった。

従って、明治2年(1869)の版籍奉還を手始めとして、明治4年(1871)廃藩置県の実施、明治23年(1890)府県制・郡制の確立によって政治区域再編成が行なわれ、漸次、地域主義的行政区域へ組替えられてきたのである。

このような歴史的背景を基礎とした我が国近代の郡県制度の成り立ちから、飛地的政治地域の存在は、行政上の不便というだけにとどまらず、地域住民の生活にとっても日常生活の上で様々な問題をもたらしたことは当然のことと言わねばならない。このため、昭和28年(1953)の町村合併促進法に代表される一連の合併法令にみられるように、地方行政の簡素化促進あるいは生活圈・経済圏と行政圏の一体化を主体とした行政区域の改編や統合が行なわれた結果として飛地となっていた政治地域は次第に減少したのである。

しかしながら、このような府県改革を重ねながらも、まだ若干の飛地が存続しているが、その多くは河川下流の低湿地の対岸飛地で河道の変遷によって生じたものである。³⁾

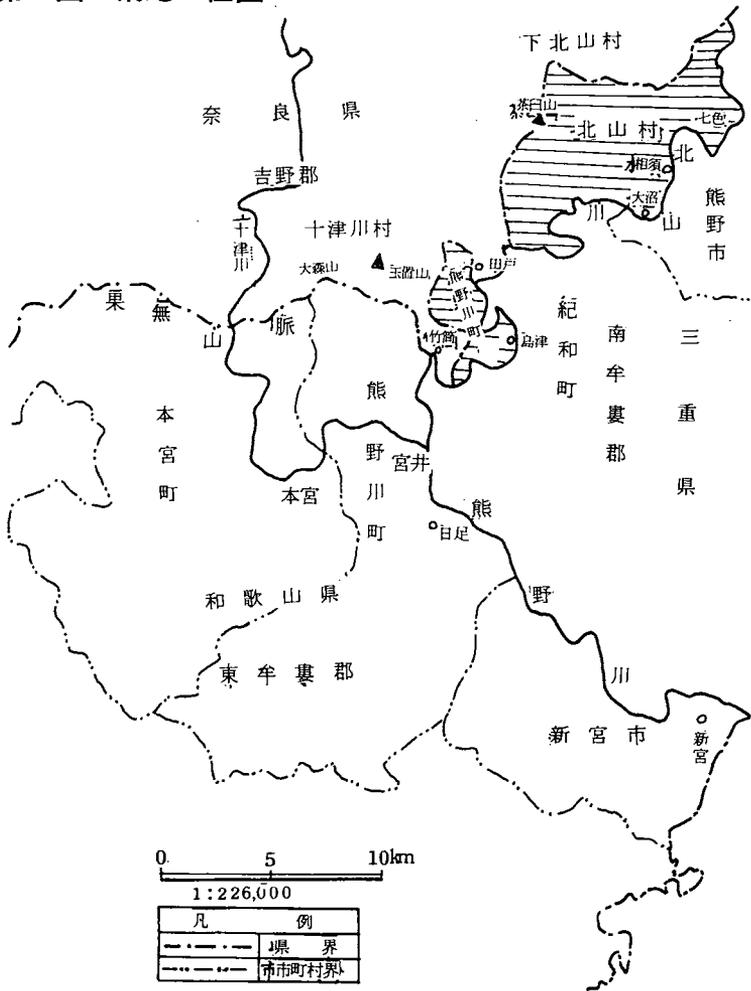
ここで論述する和歌山県東牟婁郡熊野川町と北山村の飛地は、その面積が大きいばかりでなく森林地域として経済価値をもつ生産地域であり、我が国の政治地域としては特異な存在となっている。奈良県にあるこの和歌山県の飛地形成については、従来から興味ある問題として考えられてきたものの、飛地形成の要因・存続理由について結論を出すに至っていない。

本論文は、先人諸氏の残した足跡⁴⁾⁵⁾の上に乗って、この東牟婁郡の飛地形成の要因・存続理由について解明しようと試みたのである。しかしながら、この疑問に対して明解な答を出すまでに至っていない。というのも、この問題を解く確たる資料が現地にもなく、またこの飛地住民の意識の中に、どの県に属していても同じだ⁶⁾と考えるむきもあり問題解決に非常な困難があった。けれども、筆者は和歌山、奈良、三重県の交界地域に存在する豊富な森林資源と熊野材に代表される新宮の材木業の繁栄からみて、森林地域と新宮の材木業の結びつきを追求することによって解決の糸口をさがしあてることができるので

はないかという点から考察した。

2 飛地の位置および性格

第1図 飛地の位置



この飛地の位置は、和歌山県新宮市より30 km、三重県熊野市より20 km 奈良県十津川村より20 kmと地域の中心地からの距離を隔て、しかもうっ蒼とした原生林と急峻な山嶺による自然的障壁をもち、外部との接触は主に河川を利用して行なわれる辺境地域である。

この和歌山県の飛地が、奈良県吉野郡十津川村および下北山村の中に介在していることは第1図によって示されているが、明治16年当時は三重県になったこともある。従って、この地域は土地の経済価値の高揚につれて政治的関心もたれるが、それまでは政治的僻地として、いわゆる、Political Shift Area あるいは Frontier 的地域とみなされ、永らく政治上の谷間となっていたのである。

しかし、熊野川町玉置口村・北山村2村は、和歌山県の全面積4715 km²に対して玉置口村面積2777 km²（約0.6%）、北山村面積4729 km²（約1%）と面積比率は僅かであるが、この2村のもつ樹林地面積率はいずれも90%以上の森林地域となっている。したがって、居住地域としての価値よりも潜在的経済地域（林業）として価値づけられている。特に、森林資源のうち用材林は時代が下るにつれ熊野川の水運と相俟って地域経済の盛衰を左右したのである。

3 飛地形成における歴史的経過

①江戸時代を中心とした歴史的経過

和歌山県2村の飛地が形成されるに至る事情を推察する資料として、紀伊統風土記がある。これを顧みると次の通りである。

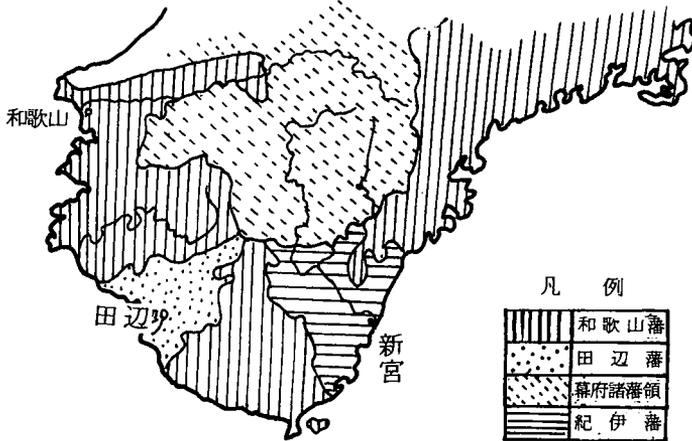
「今地形を以て之を考ふるに、古紀州の境、北の方は、祖母峯及び大台原山に至りしものなるべし。大低証となすべきもの三あり。

- 一 大和北山荘西野村宝泉村の観音大土龕記に曰く『紀州牟婁郡熊野、奥北山内泉村、興泉寺、永享九年丁巳二月建立開山車僧』とあり、之証の一なるべし
- 二 安永年間、北山郷の村民窮迫して家産を売りし者あり、隣村のもの大長持を買得たり、後その長持の底の浅きを訝り、底を破って見るに二重底にしてその中に古き文書を蔵む。紀和両疆界のことを記せり、その文に拠れば古紀州の地、今和州に入るもの多し、因りて官に訴へて古に復せんことを請ひしことあり、之二の証となすべし
- 三 北山の称、紀州に在りては固より当れり和州に在りては南山といふべし、

北山といふべからず、之三の証となすべし

これを要するに戦争の世、互に相争奪して疆界も一彼一此して古制を失ふもの多かるべし、慶長革新の後、諸国の疆を定むるに当り悉く古制を考へらるる違あらず、当時、私に定め来りしものを用ふるに至りしなるべし」⁷⁾とある。この記述からは、主に和州と紀州の境界不明確な点があげられており、紀州の境界が古には現在よりも北方にあったとされている。このことから飛地として存在する2村は、もともと和歌山県(紀州)に属していたといえる。

第2図 紀州南部の藩領



幕藩体制下における紀伊南部地域の藩領分布は第2図のようになっていた。飛地の発生する源流をたどれば、古来より各所領の末端地域として永らく為政者の関心となることがなかったことである。したがって、統治単位の境域がどこまでであるかが問題視されるようになるのは、この地域の森林について経済的価値が問われるようになり農民が資源確保のために奥地へと出かけたり、藩もそれに積極的な保護・育成に向いてからである。

特に、徳川氏御三家としての和歌山藩とその姻籍関係にあった水野氏の紀伊

藩は、熊野の森林資源の保護・育成につとめ林業の発展を促して藩財政の財源としていた。従って、自らの境域を次第に奥地まで拡大していく結果となった。

例えば、紀伊藩の熊野川上流地域へと進出している様子を見ると、正保年間（1644～1647）前後は果無山より玉置山、北山川小松、東野を限界として森林を利用していたが、元禄9年（1696）の文書によると北山村相須までその範囲を拡大している。

〔上書〕⁸⁾

此度御達玉置山伐出御用之儀山々繁茂到底立入難川畑下途絶術無之覚候又近
辺立入山際面之義相須在限至難此仕入方達条々難扱条御啓察以納得奉願条
上

元禄九年子八月

西山郷長尾組中

白倉甚之右衛

この文書によって、当時の藩領限界線を北山村付近と設定することができる。また、紀伊藩の境域拡大の促進は文書中に出てくる「御仕入方」によるものといえよう。この「御仕入方」は、紀伊藩が山間部藩の貧民救済の為に塩や米を与えて山林開発・植林をさせた殖産政策の一つであって北山一帯の諸部落が紀伊藩と生活圏・経済圏で結びつきができていっていったことを示すものである。また、「北山郷に属する諸村、皆飛鳥の神を祭って産土神とし、神ノ上村、神山村などの神名をもちいている。この郷中、皆新宮の飛鳥神社の神戸であった」⁹⁾とのことから信仰圏も紀州の地と一体化している。

このように北山村を中心とした諸村は、北山川・熊野川を絆として何かにつけて紀州の地と関連が強かったのである。

しかし、北山川より北方（右岸）にある村々の大半が同じ歴史的経緯や地域性を有しながらも奈良県に編入され、北山村と玉置口村だけが和歌山に編入されたのはどのような動機があったのであろうか。

北山村と奈良県下北山村の分かれていることについては、本来、下北山村も紀州の地であったが「これを要するに戦争の世、互に相争奪して疆界も一彼一此して古制を失ふもの多かるべし、慶長革新の後、諸国の疆を定むるに当り悉く古制を考へらるる違あらず、当時、私に來りしものを用ふるに至りしなるべし」¹⁰⁾のように、古紀州の境域が薄れてしまい、その後、政治的僻地として顧みられずに過ぎたのである。しかし、幕藩体制の安定期になると商品経済の漸次的展開によって森林のような経済価値のある土地の帰属問題について関心が寄せられるようになった。

こうした林産資源をもとにした開発が行なわれるにつれて、山間村の大部分が林業に携わるようになり、次第に近隣村との間に林業の中で競合が生じ他村の収益範囲を越えるようなことがあると紛争問題にまで発展するようになった。例えば、奈良県の上下北山村と飛地和歌山県北山村との間には、江戸時代に「いかだ使」¹¹⁾論争があり、大沼より上流と下流ではいかだの組かだ²⁾が異なり、また「いかだ使」をかえたりしたのである。これは、近隣諸村の同業者間に生じた利権に伴う反発に起因しており、上下北山村と北山村との間には強い断絶のあったことを示すものである。この「いかだ使」の論争がいつごろから発生したか、その時期は判然としていないが、「和州いかだ」と「紀州いかだ」とに特色づけられるようになっていく。このようなことも、奈良県上下北山村と和歌山県北山村が統合できず分村している要因として考慮すべき点がある。

一方、玉置口村については「莊中玉置口、木津呂、湯口の諸村と花井莊九重村との間に和州十津川組竹戸村、乾の方より突入して北山川を越えて川向の山、巽の方の地まで其領分とす。総て国界は或は山峯の水流を以て限とし、或は川を以て限とす。今竹戸村疆界これを異にして玉置口村、九重村の間に突入りたる事其故を知らず。按ずるに十津川の地和州に在りと雖も十津川の名、旧は熊野川上流の名にして和州に限る称に非らず。故に十津川の部落のものにして紀州の地にいるものあり、大阪御陣の時十津川の者一統、玉置大膳亮直虎に従いて戦功あり。東照神君是を褒して十津川一統の者優復を賜う。(十津川五十九村皆租税なし農民皆二字帯刀免されるこれなり)後紀和の境界を分った当りて紀州の地にいるものも十津川の部類なるは其居る所の地共に和州に入りしならん。是を以て此の如き入交りの境界とは成りしなるべし¹³⁾とあり、江戸時代の十津川村は天領となり、また村民に租税が免ぜられ、且つ苗字帯刀が許されたという特典が与えられたことから、紀伊藩領の辺境地域のもので、十津川村の特典に浴すために十津川村に属すようになったものもある。従って、北山川流域の地域で奈良県の十津川村に属している諸村は、この時代の十津川との結びつきに誘因があろう。また、北山川流域の諸村が明治時代の行政区域策定時において、村民の意識によって所属すべき県を選択させたという事実があり、この時の動機が多分に旧時代からの因縁の働いていることを否定できないと考える。

このような結果から、和歌山県に存在してもよさそうな竹筒・田戸などの部落は奈良県十津川村に属しているのであろう。

以上の論点から北山、玉置口村と隣接村とが分村する江戸時代の歴史的経緯がある。

②明治時代の府県制度への移行

第2図にみられるように、旧体制の藩領分布状況は、現在の行政境界と必ずしも一致するものではないが、この地域への府県制度への移行は第1表⁴⁾に示した通りである。

廃藩置県に当って、新政府に画一的な原則があったわけではないが、置県当初においては旧藩領がそのまま県域に改められた場合が多い。つまり、和歌山・田辺・新宮藩領は独立した県から紀伊一国を和歌山県としたり、幕府・諸藩・寺社領の大和国が奈良県（後に大阪府に吸収される。）にと1国1県の原則で統合され、また、三重県のように、伊勢・伊賀・志摩・紀伊国の一部の複合国が1県となる場合もあって、渡会領と新宮領（熊野川左岸地域）が三重県となったのである。

明治元年（1868）正月24日から明治4年（1871）7月14日の置県前までは、版籍奉還した後の新宮藩は旧体制下の統治地域（東牟婁郡・南牟婁郡）を藩主水野忠幹によって管轄していた。したがって、北山村・玉置口村など奥熊野地域は新宮藩であったし、和歌山藩との交換村の三里村・相野谷村も新宮藩であった。この三里村・相野谷村は「東牟婁郡の内、三里村の上切原、三越、土河原三ヶ村と相野谷村の桐原とは共に御蔵領なりしが、

延宝五年今の南牟婁郡神志山村の神ノ木を本藩に移し、之と交換して新宮藩領に移したる」¹⁵⁾によって和歌山藩より移った村であるが、明治4年（1871）11月22日渡会県発足の時に分割移管された。

明治4年（1871）7月14日、和歌山・田辺・新宮藩がそれぞれ独立県となるが、明治4年（1871）11月22日、新宮・田辺県を廃止して和歌

第1表 廃藩置県系譜

| 藩領 年代 | 紀州藩 | 田辺藩 | 新宮藩 | 高野寺領 |
|-----------------------|---------------|-------------|------------------|-------------|
| 明治元 | 紀州藩 | 田辺藩 | 新宮藩 | 高野寺領 |
| 明治二 | 和歌山藩 | 田辺藩 | 新宮藩 | 堺 県 |
| 明治三 | ↓ | ↓ | ↓ | 五条 県 |
| 明治四 | 和歌山 県 | 田 辺 県 | 新 宮 県 | 奈 良 県 |
| 同 年 十 一 月 | ↓ 和歌山 県 | | ↓ 三 重 県 | 奈 良 県 |

山県と合併した。「同時に、北山川と熊野川の中央を限り、その以東を渡会県（明治5年3月17日廃止、三重県となる）として、それより以西を和歌山県として三百年來同一統治下におかれた熊野が二分される」¹⁶とある。このような河川境界によって政治地域分割されたのは、古来より行なわれてきた我が国境界設定の方法である。この河川・山嶺の利用は、地形のもつ隔絶性であったが「明治初年、府県域の設定に当っては、河川境界はそれが隔絶性をもつとか、境界として明確であるという立場よりも、河川のもつマイナス面が強調された。（中略）河川を境界とするほうが県として財政的負担も軽くなるという立場が強く働いていた」¹⁷と河川の治水・河川災害の場合、その復旧をそれぞれの地方府県に分担させられる結果、その財政を河川周辺の隣接県に課することができるという考えにも論拠がある。このため、一国一県原則を変更されたものとして、東京都と神奈川県（多摩川）、大阪府と兵庫県（猪名川）、福岡県と大分県（山国川）と熊野川による和歌山・三重・奈良県の場合の外に11地域の例があげられている。¹⁸

しかし、熊野地域の分県を河川境界に論拠を求めると、北山村・玉置口村は当然奈良県に属すべきなのにその形跡はまったくない。

奈良県は、大和国を中心として明治元年（1868）5月19日に置県されたが、同年7月29日に府に昇格したが、明治2年（1869）7月17日に再び県となる。この奈良府の時、明治2年3月6日に十津川郷が奈良府に属した。地方沿革略譜によると「二年三月十四日、刑法官知事大原重徳及本府知事巡撫十津川郷」¹⁹と記録され奈良との結びつけを強めた。この後、奈良県は明治9年（1876）4月18日堺界と合併し、さらに明治14年（1881）2月7日堺界が大阪府に合併されて奈良県が独立県となるのは明治20年（1887）11月10日である。従って、奈良県の政治的関心は、現在の堺市を中心とした紀伊西部の政治区域にあり、和歌山・三重県近接地域には関心が薄かったといわれる。徳川時代に与えられた恩典によって十津川村と奈良との関係ができ、その恩典に浴さなかった熊野の北山、玉置口は結びつきを和歌山・三重県に求めざるを得ない理由があったといえよう。

また、明治14年（1881）5月、内務省地理局編纂の大日本府県分割図²⁰には、北山・玉置口村が三重県南牟婁郡に属しているので、この場合は、新宮市誌のような河川境界説をこの地域に適用することができない。しかし、明治20年（1887）内務省刊行の地方行政区画便覧²¹によると北山・玉置口村両村は和歌山県東牟婁郡に編入されている。（第3図）

したがって、この飛地が形成されることになったのは、明治14年から明治

20年までの7年間に和歌山県と三重県との間に何らかの行政区域上の変動があったことから発生したものと思われる。この点が明らかにされると飛地が形成された理由がはっきりするかもしれないが、このことは今後の課題となろう。



第3図 明治14年行政区域図

4 北山村・玉置口村の飛地形成の要因

——山林資源と新宮との結びつき——

①新宮藩御仕入方による山林開発

熊野地域は豊富な森林地域をもち古くから「熊野材」の名が示す通り、熊野林業の発生地として地域経済が山林資源の利用によって展開されてきたのである。

第2表に見られるように、和歌山県はその面積に対して樹林地が75%と高率を示している。その中心地域が東牟婁郡・西牟婁郡・日高郡であり、3郡を合わせた樹林面積は和歌山県全体の71%を占めている。

第2表 和歌山県の樹林面積と北山村・玉置口村の土地利用

| 和歌山県 | | 北山村 | | 玉置口村 | |
|---------|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|
| 面積 | 4715km ² | 面積 | 43.7km ² | 面積 | 27.8km ² |
| 樹林地面積 | 3560 | 民有林 | 41.2 | 森林 | 25.9 |
| 針葉樹林(人) | 1610 | 国有林 | 4.1 | 宅地その他 | 1.8 |
| ”(天) | 280 | 宅地その他 | 2.1 | 林野率 | 90% |
| 広葉樹林(人) | 30 | 林野率 | 96% | | |
| ”(天) | 1630 | | | | |
| 林野率 | 75% | | | | |

(注) 人…人工林， 天…天然林

北山村・玉置口村の土地利用（第2表）²²⁾をみると、林野率90%以上でその地形に制約されて旧制時代より林業が主業あるいは専業となって発展してきたのである。

徳川中期より経済発展は、前期のような地域内経済から全国的な流通経済へ移行した。こうした動向のなかで森林経済も漸次的展開によって植林保護思想とともに積極的な利用がなされたのである。本地域では山林保護のため留山・留藪・留木（杉、桧、松、槻、楠、粕がこれに当る）の定めがあったものの、慶安3年（1650）より杉・桧・松の留木を免じている²³⁾。熊野林業は、初期には薪炭も産出されていたのであるが、むしろ用材林地域として発展の可能性があたえられていた。この熊野地域の山林資源が本格的に開発され始めたのは、元禄時代を中心とした時期であった。つまり、新宮藩水野氏による開発がこの地域の林業地帯として面目を一新することになったのである。

新宮藩の森林開発を推進したのが「御仕入方」で、その演じた役割は誠に大なるものがあつた。この「御仕入方」の活躍について、東牟婁誌では「本郡の山林利用は元禄の交、御仕入方の発達により面目を一新するに至れり。御仕入方は元禄年間奥熊野在々に置かれ貧民救済の目的を以て配置したる本藩（水野藩）の役所にして人民の仕出すべきものの意より起れるなり。即、御仕入方においては、所々の官林又は私林を購入し山間僻陬の土民に米塩を貸与して製炭又は伐材に従事せしめ、其製品を附近の役所へ運搬せしめ其工費駄賃を以て従来貸与の米塩代、山伐等を控除し一山経れば又更に他に移る等転々循環し絶えず類民に生業を与るものにあり、又所によっては貸与の法を設け或は御納所と唱へ租税取替貸をもなして貧民の便を図りたり、かくして其仕出せる物品（主に木炭、板小割、樽丸）は蒐集して和歌山、江戸、大阪等に運送販売し、其収益を以て役所一切の費用を支弁し剰金を本局を集め之を蓄積し或は貸与し其利益を計れり、此の如く商業林業共に幼雅の時代に於て、山間住民が其製品の販路に窺するなく安して其業に服すると得たるは一に本仕入方の活動によるものにして交通不便を以て名ある本郡が其林産物に於て夙に世に宣伝せられたるは、又偶然にあらざるなり」²⁴⁾と記述されているように、水野氏の積極的な山林政策が示されている。また、用材の伐出・搬出について、北山御材木奉行や流木・板材などの用材管理と取締をしていることから、新宮藩の北山林業に対する熱意の程がうかがわれる。このようにして奥熊野地域が新宮領との結合をつよめ、あるいはその勢力下に吸収されていったことが飛地形成のための一要因であると考えられる点である。

②問屋業者の山林地主への変質

このような、藩の力を背景とした林業発展にともない伐採された木材が熊野川によって河口の新宮に集散された。したがって、熊野川河口の新宮には藩直営のものや藩からその権利を借り受けた問屋業の発達があった。

問屋業の動向について「旧藩時代の株制度にして其人員も一定し文化時代より21名に限られ年々20貫匁を藩主に納付し子々孫々永く継続せり、若し新に問屋業開業せんとするものは其株を買取せざるを得ざりき、明治7年株制度廃止せられ、納税するものに対しては自由に営業を許可するに至りしが、元来木材業が相当の資本を要することと仕出人との取引上の縁故を有せざれば、営業を継続し能はざるを以て営業者の増加は著しからざりき、而して出身地その他の関係から専ら北山村を取扱ふものと十津川材を取扱うものととの區別ありき」²⁵⁾と書れている。このように、新宮の問屋が北山あるいは十津川方面へ進出して木材の育成から伐採・搬出に対して特約を結ぶことが多くなり、新宮の材木問屋と北山・十津川地域に密接な需給関係を成立させたのである。

材木問屋は、その成立期において木材の売買に従事していたのであるが次第に蓄積された金と藩の保護に支えられて、山林地域の山林地主となるものが多くなった。江戸時代より存続している材木問屋森氏、駒屋氏、植松氏、草加氏のいずれもこれら奥熊野の山林大地主へと成長した。

また、材木問屋業とは別に医者、米屋、魚屋、酒屋などの行商人が農民の借金を私有林や土地を担保・抵当に山林を取得して山林地主の仲間入りをした例が多いようである。²⁶⁾「廃藩置県以前は、土地はすべて官地＝領有地とする觀念が支配的であり、廃藩以後地主、農民の私的所有権を公認する立場が発展成立した」²⁷⁾のであり、従って、このような不在村山林地主の台頭は明治に入ってから著しく増加するのである。例えば、明治26年(1893)和歌山県樹林面積のうち官有地が11%であるのに対して、明治42年(1909)には3%となっているので残りは私有化され民間林業の先進地となっている。特に「和歌山、奈良、三重などの用材林地帯では大林野所有が多い」²⁸⁾が、ここでの農業は極めて零細であるから農民の生活保持は手持ちの林野を手離し、資産にものをいわた商人の手によって山林を獲得されていた。

十津川流域は西牟婁、田辺、新宮、日高、十津川方面の不在地主が多くいるのに対して、熊野川や北山川流域は新宮の地主が多い。「18世紀初期から問屋は、村民と商民との間に立って土地を取得し」²⁹⁾また「新宮の木材商はいまだ十津川材に対して関心がうすく」³⁰⁾と記述されていることから推察できよう。また、玉置村の7～8割にもおよぶ不在地主のうち、その多くは新宮の材

木問屋であることが聴取した結果である。

これに対して、十津川流域は経済的に奈良との結びつきが漸次強まっていった。「吉野川流域の奥地は文化、文政ごろから大和平野の米、塩問屋との結びつきがつよい」³²⁾ことから示されることであるが、十津川村小原、折立では現在の村外材木業者33人のうち、和歌山県者25人でそのうち新宮の者が21人と北山方面と同じように強い関係にある。³³⁾しかしながら十津川流域も初期に新宮との結びつきがあったものが、後に林業発展と山村経済とが吉野方面に指向している。十津川流域の林業は、北部の吉野林業の発展にともなって熊野林業を凌駕するようになり吉野の影響下に入って結びつきを強めたことも示されている。これは、経済的結びつきが政治地域を規定した場合ともいえ、また、本宮と十津川間を東西に走る果無山脈の隔離性も大きい。

問屋業者と地元の関係によってさらに考えるならば「新宮の木材商ははまだ十津川材に対して関心が薄く」³⁴⁾と述べられているように、問屋業者が山林地主として進出していった18世紀初期には北山川方面に、それ以降十津川方面に範囲を広めたことも考えられる。つまり、新宮の問屋業者の山林地主になる時期が多少ずれていたとも考えられる。例えば「江戸時代の山林保護政策以来、山林の生活は貧しかった。1872(明治5)年官材払下げで乱伐がはげしく山林が荒廃した。資力のない地元村民は森林の更新や造林などを行うことができず官林返上を願ひでたり、村外の資本家に山を売る結果となった。そのために全森林面積の75%が私有でその50%は50町歩以上の大面積所有となった」³⁵⁾と北山川流域の地主について書かれている。また「明治初年の地租改正から他村あるいは他県の商人に土地所有が移った」³⁶⁾「地租の支払いをきらって多くの山林が手ばなされる」³⁷⁾というように、奥熊野地域の土地所有の移動状況がみられるのである。

このようなこととともに、熊野林業を中心とした新宮と吉野林業を中心とした五条との山林資源をめぐる商業資本圏が存在していた。その商業資本と土地所有という関係が地域を二分したことに働いているかもしれない。

また、北山川地域が奈良県と合併せずにきたのは「明治初年以來、木材流送に対する貢租は廃せられていたところ、明治38年に至り和歌山県、奈良県両県が相次いで木材川下税を賦課することになり、さらに明治44年には村税として十津川村の木材移出税および和歌山県高田村外9ヶ村による和歌山県税附加税が加わった。流送路が二県にわたる十津川材、北山材は両県によって二重に課税されるわけである」³⁸⁾と述べられている。北山材は熊野川を利用して新宮に流出するほかに、北山村は木材搬出のための課税を免ぜられる方法とし

て和歌山県にとどまっていたとも思われる。いずれにしても、北山村・玉置口村は新宮藩水野氏による積極的な山林開発による結びつきや新宮の材木問屋との経済的結びつきが飛地として存続してきた歴史的あるいは伝統的結合の結果と解釈してよいと考えられる。

5 結 論

1. 飛地地域は奥熊野と呼ばれ、旧来から紀和を画する国界の不明確な地域であり、永らく政治上の谷間となっていた。
2. この地域の境界設定問題が再考されるようになったのは、正保年間以降、全国的に分国制度確立のため領域を定める傾向が強まってからである。
正保年間の紀伊藩領域は玉置山、北山川小松、東野に限界があったが、元禄年間には北山村相須に領域を拡げて次第に奥熊野を紀伊藩領域として吸収した。このことから、飛地地域一帯は紀伊藩の統治下にあった。
3. 飛地の北山村に隣接している奈良県十津川村、同県下北山村との間には結びつきが弱かった。十津川村は慶長以来天領として優遇されていたし、下北山村との間には「いかだ使」の同業者間での反目があった。
4. 明治4年の廃藩置県において、和歌山、奈良（大阪府の一部）、三重（渡会）の三県境界を原則として河川や山嶺によって決定している。このため、これまで紀伊藩としてまとまっていた熊野が熊野川や果無山脈によって三県に分割された。
5. 飛地の北山、玉置口村は明治14年の時点で三重県南牟婁郡に属しており明治20年になると現在の行政区画になっていることから、問題の所在は明治14年から明治20年の7年間に和歌山県、三重県との間にどのような政治的動向があったか明らかにすることが今後追求すべき点である。また、この飛地の歴史的過程を調べた限りでは奈良県と政治的つながりを持ったことのないことを付記しておく。
6. 江戸時代中期から始まる全国的経済活動の漸次的展開は、森林に多大な経済価値をあたえた。このような状況にあって、熊野森林地帯も紀伊藩の山林開発によって面目を一新した。紀伊藩は「御仕入方」によって山村農民の貧困を救済するとともに、これを山林開発上で積極的に利用した。
7. これによって、熊野川河口の新宮には藩や藩から権利を受けた木材問屋が発足し、これらのものがその財力と藩の保護によって熊野林業を発展・拡大した。

8. 江戸時代では僅かであったが、明治時代になると新宮の材木問屋や医者、行商人としての米屋、酒屋、魚屋は山村農民の借金を土地で返済させた結果、これらの人々が大山林地主となり奥熊野の山村と在町商人との間に伝統的な経済的結合が成立した。この結びつきが根深く続いてきたことによって変則的な飛地の出現として和歌山県の中に存続させているものと考えられる。
9. 北山村は、生活圏・経済圏・信仰圏から紀州（主に新宮）と一体化していることがみられ熊野川・北山川の河川が果している役割が大きく、これを唯一の交流経路として利用していたことによるものである。

本論文は、昭和44年度大学院臨地研究の際調査したものに、後日集収した資料をもとに加筆補稿したものである。本論文を作成するに当り、国土館大学岩田孝三博士、東京学芸大学小栗宏博士、同大学有井琢磨博士の御指導に対し謝意を表す。現地において新宮市史編集委員山田龍一氏、新宮市図書館長、新宮木材協同組合の諸氏の御協力に感謝する。

〔注〕

- 1) 岩田孝三（1953）：境界政治地理学，
P P. 213～223，帝国書院
- 2) 浅井 清（1968）：明治維新と郡県思想，P P. 9～15，巖南堂
- 3) 林 正己（1970）：府県合併とその背景，
P P. 185～196，古今書院
- 4) 前掲1)と同じ
- 5) 小野芳彦先生遺稿刊行会（1934）：熊野史
- 6) 北山村長談話
- 7) 紀伊続風土記，第87巻，東牟婁郡第19巻
- 8) 庄司海村（1953）：熊野川林業誌，P. 303，天理時報社
- 9) 前掲7)と同じ
- 10) 前掲7)と同じ
- 11) 寛文年間頃，北山郡池原に筏問屋ができていた。
(十津川の歴史，P. 44)
- 12) 北山村田戸まで6床組，これより下流18床に組替えた。
- 13) 紀伊続風土記，第87巻，八鹿荘

- 14) 内務省図書局(1882):地方沿革略譜,(1966年復刻)柏書房
- 15) 新宮市(1937):新宮市誌, P. 298
- 16) 前掲15), P. 538
- 17) 18) 前掲3), PP. 114~116
- 19) 前掲14), P. 19
- 20) 内務省地理局(1881):大日本府県分割図
PP. 8~9,(1967年復刻)雄松堂
- 21) 内務省地理局(1887):地方行政区画便覧(1967年復刻),
和歌山県 下巻PP. 861~882,三重県 中巻PP. 414~441,
大阪府(奈良県を含む) 上巻PP. 96~146
- 22) 和歌山県(1967):熊野川森林計画区(地域森林計画書)
- 23) 東牟婁郡役所(1917):東牟婁郡誌(下巻), P. 224
- 24) 前掲23) P. 226
- 25) 新宮郷土誌, P. 8
- 26) 北山村長談話
- 27) 笠井恭悦(1964):林野制度発展と山村経済
P. 3, お茶の水書房
- 28) 前掲27), P. 197
- 29) 30) 奈良県教育委員会(1960):十津川の山林経済, P. 6
- 31) 熊野川町役場での聴取
- 32) 前掲29)と同じ
- 33) 地方史研究所(1957):熊野, P. 355
- 34) 前掲29)と同じ
- 35) 前掲5)と同じ
- 36) 37) 38) 前掲29) P. 20